（特別利害関係）

第十二条　法第三十一条第六項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

二　一方の者が他方の者の使用人である関係

三　一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係

四　一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係

五　一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

［条を加える。］

（学校法人の業務の適正を確保するための体制）

第十三条　法第三十六条第三項第五号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四　職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

五　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

六　前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七　監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

［条を加える。］

（理事等の説明義務）

第十四条　法第三十九条第二項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）に対して通知した場合

ロ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二　評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学校法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三　評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四　前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合